

診療報酬改定に伴う届出事項一覧（特掲診療料）

（「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（保医発0305第2号）より一部抜粋）

注：下線及び取消線については、東海北陸厚生局にて追記等をしたもの。

第2 届出に関する手続き

（中略）

- 7 4に定めるもののほか、各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の1日から当該届出に係る診療報酬を算定する。また、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該月の1日から算定する。なお、平成26年4月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとする。

第4 経過措置等

第2及び第3の規定にかかわらず、平成26年3月31日現在において特掲診療料の届出が受理されている保険医療機関及び保険薬局については、次の取扱いとする。

平成26年3月31日において現に表1及び表2に掲げる特掲診療料以外の特掲診療料を算定している保険医療機関又は保険薬局であって、引き続き当該特掲診療料を算定する場合には、新たな届出を要しないが、平成26年4月以降の実績をもって、該当する特掲診療料の施設基準等の内容と異なる事情等が生じた場合は、変更の届出を行うこと。

表1 新たに施設基準が創設されたことにより、平成26年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの

心臓ペースメーカー指導管理料の注4に掲げる植込型除細動器移行期加算

がん患者指導管理料2

がん患者指導管理料3

外来緩和ケア管理料の注4（別に厚生労働大臣が定める地域の保険医療機関の場合）

糖尿病透析予防指導管理料の注4（別に厚生労働大臣が定める地域の保険医療機関の場合）

地域包括診療料

在宅療養実績加算

在宅療養後方支援病院

在宅患者訪問褥瘡管理指導料（平成26年10月1日以降に限る。）

持続血糖測定器加算

在宅かかりつけ歯科診療所加算
H P V 核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
光トポグラフィー（抑うつ症状の鑑別診断の補助に使用する場合の診療料を算定する場合）
ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影
乳房用ポジトロン断層撮影
脳血管疾患等リハビリテーション（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）の注5
運動器リハビリテーション（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）の注5
経口摂取回復促進加算
認知症患者リハビリテーション料
歯科口腔リハビリテーション料2
精神科重症患者早期集中支援管理料
処置の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1
磁気による膀胱等刺激法
C A D / C A M 冠
脳腫瘍覚醒下マッピング加算
仙骨神経刺激装置植込術
仙骨神経刺激装置交換術
羊膜移植術
緑内障手術（緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの））
網膜再建術
内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型（拡大副鼻腔手術）
経皮的冠動脈形成術
経皮的冠動脈ステント留置術
胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術
内視鏡下下肢静脈瘤不全穿通枝切離術
腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術
腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術
腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術
腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術
腹腔鏡下胃縮小術（スリーブ状切除によるもの）
体外衝撃波碎石破碎術
腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術
腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術
腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術
腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る。）

胎児胸腔・羊水腔シャント術
 手術の休日加算 1、時間外加算 1 及び深夜加算 1
 胃瘻造設術（内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）
 貯血式自己血輸血管理体制加算
 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
 1 回線量増加加算
 口腔病理診断管理加算
 調剤基本料

表 2 施設基準の改正により、平成 26 年 3 月 31 日において現に当該点数を算定していた保険医療機関及び保険薬局であっても、平成 26 年 4 月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの

腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
基準調剤加算 1・2
後発医薬品調剤体制加算 1・2

表 3 施設基準等の名称が変更されたが、平成 26 年 3 月 31 日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であれば新たに届出が必要でないもの

がん患者カウンセリング料	→	がん患者指導管理料 1
--------------	---	-------------